

第2次熊本市特別支援教育推進計画

令和3年4月

熊本市教育委員会

目 次

ページ

第Ⅰ章 第Ⅰ次熊本市特別支援教育推進計画改訂にあたって

- 1 計画改訂の趣旨 1
- 2 近年の特別支援教育に関する動向 2
- 3 計画の位置づけ 3
- 4 第Ⅰ次熊本市特別支援教育推進計画の総括 4
 - (1) 方針ごとの成果と課題及び取組の実施状況 4
 - (2) 今後の方向性 8

第Ⅱ章 第Ⅱ次熊本市特別支援教育推進計画の基本目標と方針

- 1 基本目標 9
- 2 基本方針 8
- 3 計画期間 13

第Ⅲ章 取組の内容

- 基本目標及び方針、取組の目標、取組の内容一覧 14

- 1 方針1:切れ目ない一貫した支援体制の構築
 - 【1】 教育相談の充実 15
 - 【2】 多様化するニーズに応じた関係機関との連携 16
 - 【3】 就学前から高校卒業にわたる支援情報の引継ぎ 17
 - 【4】 地区・ブロックによる研修会の見直し・充実 18
- 2 方針2:教職員の専門性の向上
 - 【5】 通常の学級における特別支援教育の視点を生かした授業づくり 19
 - 【6】 個に応じた多様な学びを目指す ICT の活用 20
 - 【7】 専門家等の派遣 21
 - 【8】 特別支援学校が主催する教職員研修の実施 22
 - 【9】 特別支援学校教諭免許取得の奨励 23
- 3 方針3:連続性のある「多様な学びの場」の充実
 - 【10】 就学前の特別支援教育の充実 24
 - 【11】 特別支援学級の充実 25
 - 【12】 特別支援学校の支援の充実 26
 - 【13】 医療的ケア児への支援体制の充実 28
 - 【14】 通級による指導の充実 29
- 4 方針4:共生社会の実現に向けた教育の推進
 - 【15】 交流及び共同学習の充実 31
 - 【16】 「特別支援教育推進枠」と「一般枠」教員の交流 33
 - 【17】 学校における障がい者理解教育の推進 34
 - 【18】 市民に対する特別支援教育の啓発・理解 36

第Ⅰ章 第Ⅰ次熊本市特別支援教育推進計画改訂にあたって

Ⅰ 計画改訂の趣旨

平成19年4月に学校教育法が改正（施行）され、従来の特殊教育の対象に加えて、発達障がいのある児童生徒も含めた新しい教育支援の仕組みとして、特別支援教育の制度がスタートしました。

熊本市（以下、「本市」といいます。）では、熊本市特別支援教育検討委員会の報告書（平成23年7月）を受け、平成24年12月に平成30年度までの計画として「熊本市特別支援教育推進計画」（以下、「第Ⅰ次計画」といいます。）を策定し、本市における特別支援教育を総合的・計画的に推進してきました。

この計画に基づき、平成29年4月には、本市として初の特別支援学校「平成さくら支援学校」（高等部）が開校しました。また、平成31年4月には、市立幼稚園に幼児の通級指導教室「あゆみの教室」を開設、令和2年4月には、「あおば支援学校」（小中学部）が開校しました。

しかしながら、特別な支援を必要とする子どもたちは年々増加傾向にあり、そのニーズも多様化する中、特別支援学校のセンター的機能の充実や通級指導教室の整備、特別支援教育に対する教職員の専門性の向上など、様々な課題があります。

国の動向としては、平成26年に「障害者の権利に関する条約」を批准し、平成28年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行、「発達障害者支援法」の改正など、特別支援教育を取り巻く環境は大きく変化しています。

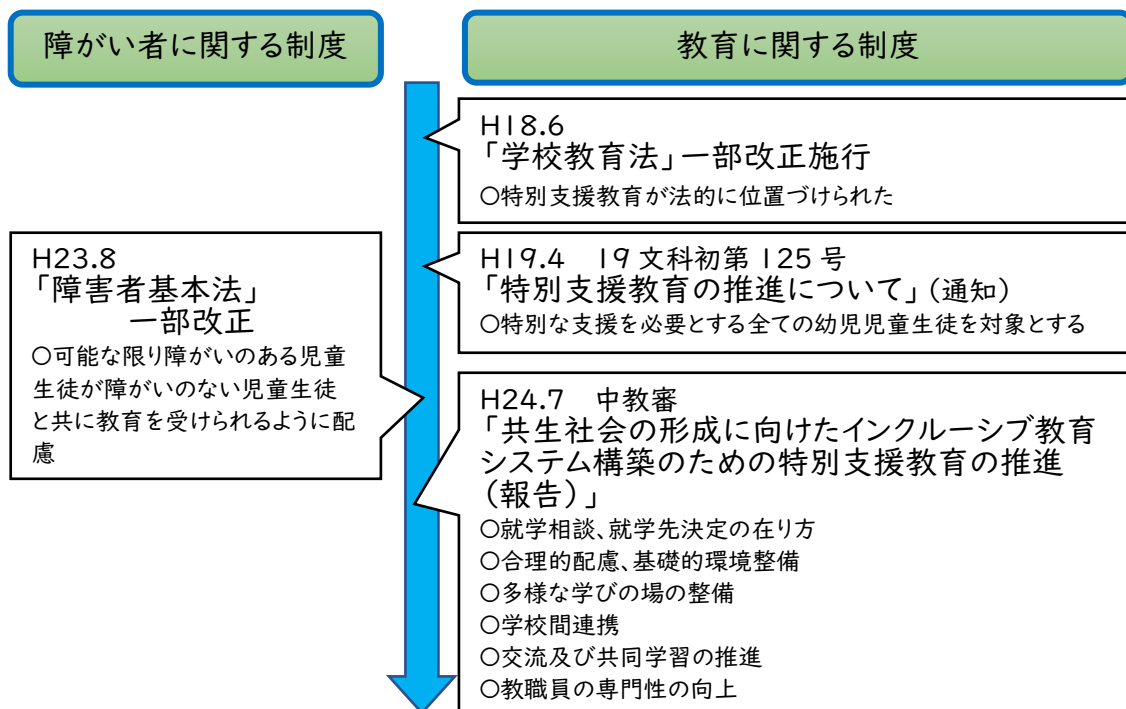
また、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領が平成29年度に改訂されました。新学習指導要領においては、自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を確実に育成することは、障がいの有無に関らず、全ての子どもたちに共通するものとして示されています。本市では、新学習指導要領の理念の実現を支援するため、電子黒板や実物投影機、タブレット端末の導入等、ICT環境の整備を行いました。よって、子どもたちの障がいの状態や特性等に応じた学習指導の改善につながればなりません。

さらに本市は、令和元年（2019年）に「SDGs未来都市」として国の認定を受けました。SDGs（持続可能な開発目標）に掲げられた「誰一人取り残さない」という理念のもと、多様化する特別支援教育の状況を踏まえ、子どもたちがそれぞれの教育的ニーズに応じた場で適切な指導・支援を受け、持てる力を高めながら将来にわたって心身ともにより豊かな生活が送れるよう、特別支援教育のさらなる充実に努めていく必要があります。

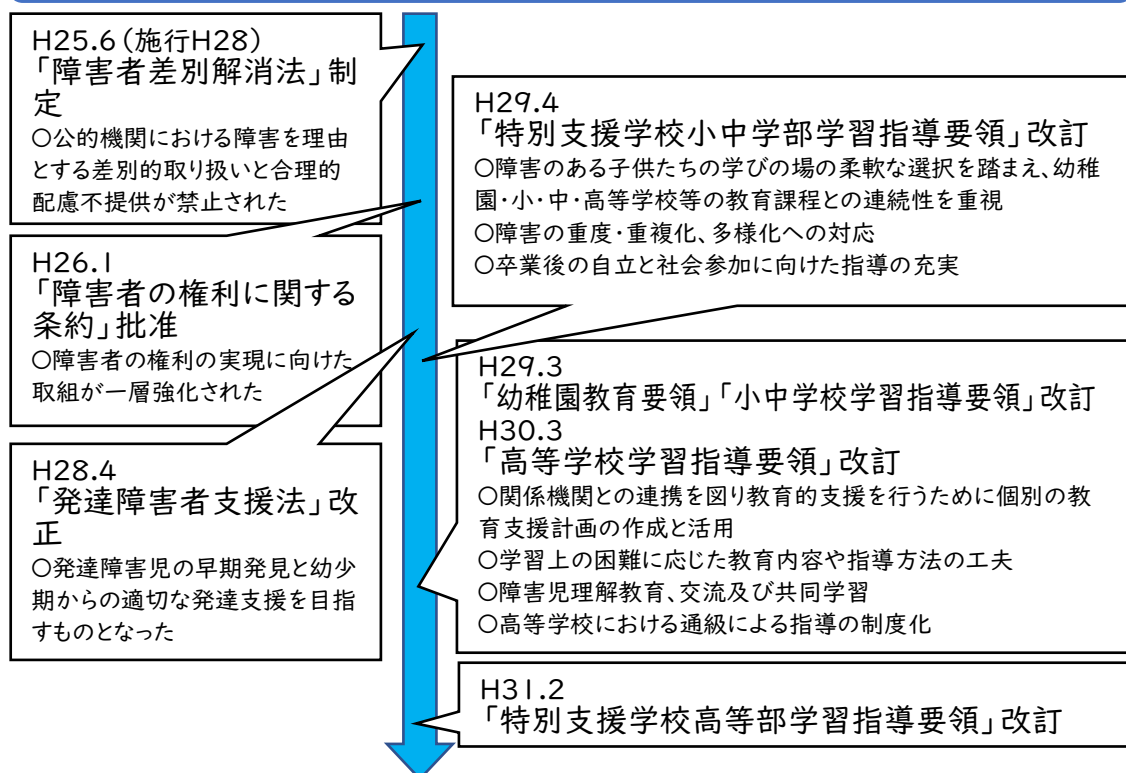
そこで、熊本市教育振興基本計画（教育大綱 令和2～5年度）の内容を踏まえ、今後の本市における特別支援教育を総合的・計画的に推進していくための基本的な指針として、「第Ⅰ次熊本市特別支援教育推進計画」を改訂し、「第2次熊本市特別支援教育推進計画」（以下、「第2次計画」といいます。）とします。

2 近年の特別支援教育に関する動向

第1次計画策定前後の「障がい者に関する制度」や「教育に関する制度」の動向を踏まえ、第1次計画を改訂することとしました。



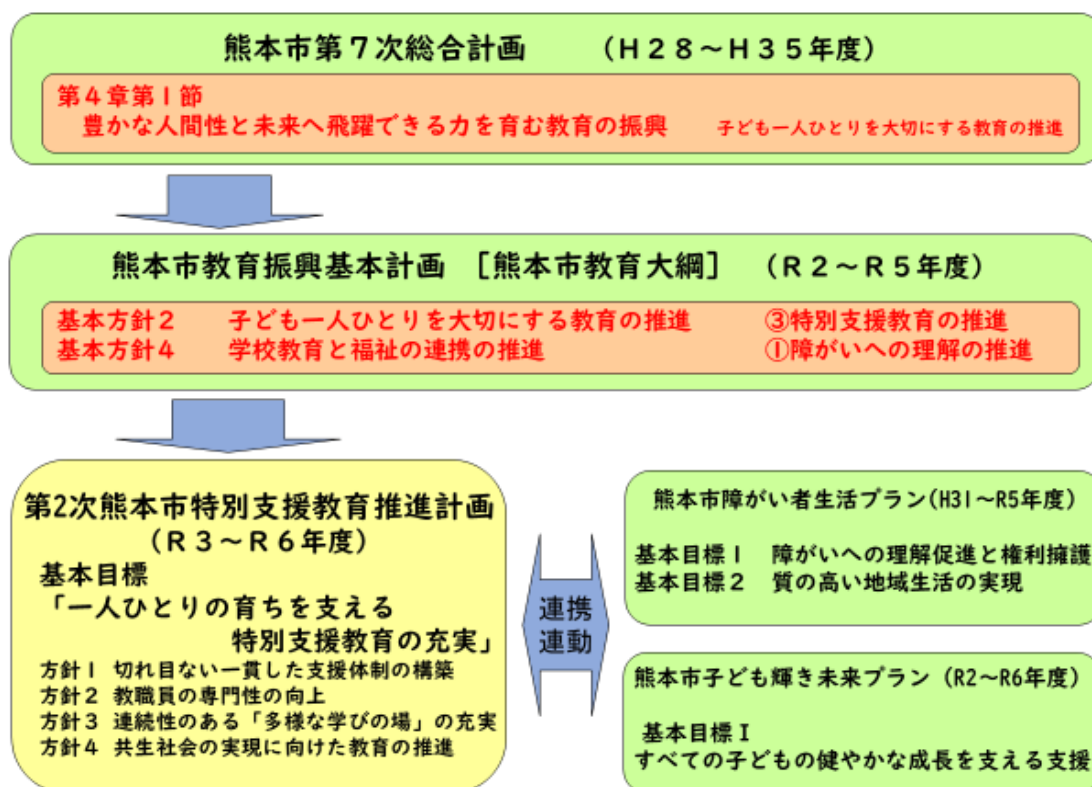
第1次熊本市特別支援教育推進計画(H24.12~H30年度)



第2次熊本市特別支援教育推進計画(R3~R6年度)

3 計画の位置づけ

本計画は、「熊本市第7次総合計画」及び「熊本市教育振興基本計画（熊本市教育大綱）」の分野別施策として位置づけます。また、「熊本市障がい者生活プラン」「熊本市子ども輝き未来プラン」と整合させるとともに、施策の具体化にあたっては、連携連動を図ります。



4 第1次計画の総括

(1) 方針ごとの成果と課題及び取組の実施状況

第1次計画における4つの基本方針について評価したところ、以下のような課題がありました。また、方針ごとの具体的な実施状況を示します。

【方針1の評価】

方針1 幼児期から卒業後まで一貫した支援体制の構築	
関係機関と連携し、子どものライフステージに応じた継続的な支援を行います。	
【成果指標1】特別支援教育ブロック研修会への参加率	
ブロック研修会への参加率 (幼保・小・中・高)	目標値:60.0% 評価:41.9%(H23) → 60.8%(H30)
【成果及び課題】	
5地区21ブロックに分け、ブロックごとに拠点校を中心にした体制が整ったことで、近年、保育園、幼稚園、認定こども園、高等学校の参加も増えており、連携が広がってきている。今後、さらにブロック研修会の充実を図り、教員同士だけでなく、福祉や医療機関などの外部との連携強化を行い、ライフステージに応じた支援体制を構築していく必要がある。	

【方針1における取組の実施状況】

取組	平成24年度	平成30年度までの実施状況
熊本市特別支援連携協議会の開催	年間3回開催	H28からは年2回開催し、進学の際の引継ぎや教職員の研修の必要性等について協議を重ねた。
移行支援シートの作成と活用の推進	形式を検討し、データを全市共用に掲載	作成例を熊本市ホームページに掲載。校長会等で、活用について周知。移行支援シートを活用した引継ぎはまだ定着していない。幼→小 41% 小→中 50.1% 中→高 50.0%
「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成	「個別の指導計画」 幼 100% 小 94% 中 100% 高 0% 「個別の教育支援計画」 幼 20% 小 85% 中 90% 高 0%	「個別の指導計画」 幼 100% 小 92% 中 83% 高 0% 「個別の教育支援計画」 幼 14% 小 63%、中 69% 高 0%
特別支援教育ブロック研修会への参加促進	参加率 54.0%	H30 参加率 60.8%
就学相談体制の充実	教育相談室における相談件数 2443件	教育相談室における相談件数 2584件 (H30)
相談支援充実のための研修会の開催	特別支援コーディネーター研修会の実施	H28(熊本地震発生)を除いて毎年実施。ケース検討会の手法等の研修を実施。

【方針2の評価】

方針 2 特別支援教育の質的向上				
様々な教育的ニーズに応じた支援の充実を図ります。				
【成果指標 2】支援を必要とする子どもの教育について、学校が共通理解を図りながら取り組んでいると思う教職員及び保護者の割合（学校評価より）				
		H23 年度	目標値	H30 年度
取り組んでいると思う 教職員の割合	小学校	95%	向上	96%
	中学校	88%	向上	94%
取り組んでいると思う 保護者の割合	小学校	92%	向上	90%
	中学校	87%	向上	84%
【成果及び課題】				
子ども一人一人の教育的ニーズに応じた支援を行うために、個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成・活用が進み、個に応じた支援の充実が図られた結果、教師同士の学び合いが見られ、特別支援教育に対する理解の広がりにつながった。その結果、学校へはより多様なニーズへの対応が求められるようになったことから、保護者の評価は低くなっていると考えられる。今後はさらに特別支援教育についての理解・啓発を図るとともに、多様化する児童生徒への支援に対し、細やかに対応できるよう学校がより積極的に保護者と共通理解を図りながら、取組をさらに充実していく必要がある。				

【方針2における取組ごとの評価】

取組	平成 24 年度	平成 30 年度までの実施状況
特別支援教育校内委員会活性化のための研修の開催	特別支援教育コーディネーター研修会を実施。校長会にて研修実施	H28 を除き特別支援コーディネーター研修会を毎年実施し、課題解決力を高めた。
「特別支援教育推進体制点検シート」の活用	点検シートの見直し	シートの見直しを行い、必要な情報を精選。
学級支援員の適切な配置	学級支援員 85 人を 86 校に、教育活動サポーター 30 人を 43 校に配置	H30 年度は、学級支援員、教育活動サポーター 123 人を 136 校に配置
学級支援員研修の実施	年間 6 回の研修を実施	H30 年度は、年間 5 回の研修を実施
必要に応じた看護師の配置	幼稚園 1 園、小学校 5 校に配置	H30 年度は、小学校 12 校、中学校 2 校に配置
特別支援学級に在籍する児童生徒に対する各計画の作成と適切な指導・支援	「個別の指導計画」小 100% 中 97% 作成。「個別の教育支援計画」は十分でない。	H30 年度は、「個別の指導計画」 小中 100% 「個別の教育支援計画」小中 100%
交流及び共同学習の推進	講話を実施	H30 年度は、初任者研修や教育課程研究協議会において周知。
特別支援学級作品展の開催	3 日間実施。500 人の観覧者があった。	4 日間で実施。観覧者は約 1079 人。
家庭・地域啓発資料の作成・配布	啓発資料内容見直し	文言の整理をするとともにより分かりやすいものになるように修正を行った。
熊本市域特別支援教育セミナーの開催	220 人参加	H29 年度は 140 人参加。他局での研修会等が充実したことを踏まえ、H30 年度からは実施していない。

【方針3の評価】

方針 3 教職員の専門性の向上	
一人ひとりに応じた支援の充実のため、教職員の専門性を向上させます。	
【成果指標 3】特別支援学級等担当教員のうち特別支援学校教諭免許を保有する者の割合	
特別支援学校教諭免許保有者の割合	目標値：50.0% 評価：(H23)27.9%→(H30)43.7%
【成果及び課題】 教員新規採用枠に特別支援学校教諭免許保有者を対象とした「特別支援教育推進枠」の設置や教育職員免許法認定講習システムの工夫（最短2年間で取得可能となる日程設定）を図り、免許保有率は向上している。市立特別支援学校の開校に伴う教員の確保や特別支援学級等担当者の専門性の向上を図るために、今後も県と連携して免許取得を進めていくことが必要である。	

【方針3における取組ごとの評価】

取組	平成 24 年度	平成 30 年度までの実施状況
特別支援教育スキルアップ派遣研修の実施	派遣研修 20 人	H24～H30 年度までに 97 人を派遣。
ブロック研修会の開催	のべ56回	H24～H30 年度までにのべ 403 回実施
教材教具の研究・開発力の向上	検討	各ブロックで教材を研究・開発し、委員会で集約し、共有化
特別支援教育専攻科・大学院への派遣	専攻科2人 大学院1人派遣	H30 までに 専攻科 13 人、大学院 4 人派遣
特別支援学校教諭免許保有者の採用	小・2人 中・1人採用	これまでに小・中で48人採用
「教育職員免許法認定講習」による特別支援学校教諭免許取得の奨励	241人	継続して推奨し、これまでにのべ 1665 人が受講
校内研修を活用した特別支援教育研修の充実	のべ125回	H30 年度までにのべ 3474 回実施
教員を対象とした特別支援学校派遣研修制度の創設	検討	H25～H30 年度までに毎年 4 人ずつ派遣し、計 24 人を派遣
市立特別支援学校高等部及び小中学部における拠点機能の確保	拠点機能について整理	H29 年度から、平成さくら支援学校教員が、巡回相談員として活動

【方針4の評価】

方針 4 多様な学びの場の確保	
一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場の確保に努めます。その一つとして、市立特別支援学校を設置します。	
【成果指標 4】市内居住の知的障害特別支援学校高等部通学者のうち、市内の学校（特別支援学校高等部）に通学する生徒の割合	
市内の学校に通学する生徒の割合	目標値：60.0% 評価：(H23)38.9% → (H30)52.2%
【成果及び課題】 平成29年4月に知的障害特別支援学校高等部として、「平成さくら支援学校」が開校。市内の学校に通学する生徒の割合は、増加している。平成31年度には「県立熊本はばたき高等支援学校」が開校。今後も県教育委員会と連携して学びの場の確保に努める。	

【方針4における取組ごとの評価】

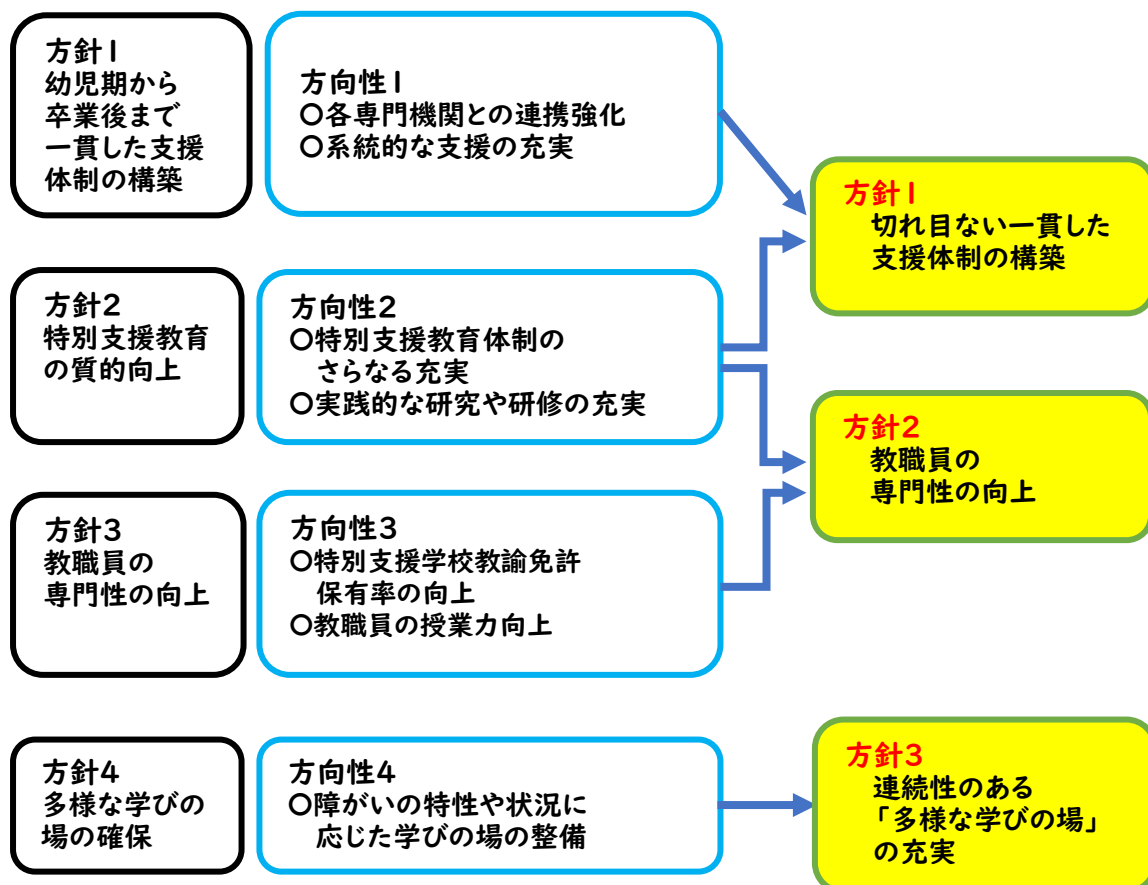
取組	平成24年度	平成30年度までの実施状況
市立幼稚園の「ことばの教室」の拡充	検討及び関係者からの意見聴取	H26よりさらに1園に設置し、7人から2園10人体制に増員
「支援クラス」設置の検討	検討	H27より通級による指導教室設置に方針変更。 平成31年4月に川尻幼稚園内に「あゆみの教室」として開設。(担当者3人)
特別支援学級や通級指導教室の拡充	特別支援学級 小223学級 中102学級 通級指導教室 小42教室 中5教室	特別支援学級 小297学級 中146学級 通級指導教室 小45教室 中5教室
専門研修（特別支援教育）の実施	初任研1講座、10年研1講座、専門研5講座	初任研1講座、中堅教諭等資質向上研1講座、新規臨採研1講座、専門研2講座実施
特別支援教育の視点を生かした授業の公開と授業研究会の実施	麻生田小研究発表実施	毎年度、研究校を1校指定し発表実施
市立特別支援学校高等部の設置	基本計画策定	H29年4月開校
市立特別支援学校小学部・中学部の設置	検討	R2年4月開校予定（実施済）

(2) 今後の方向性

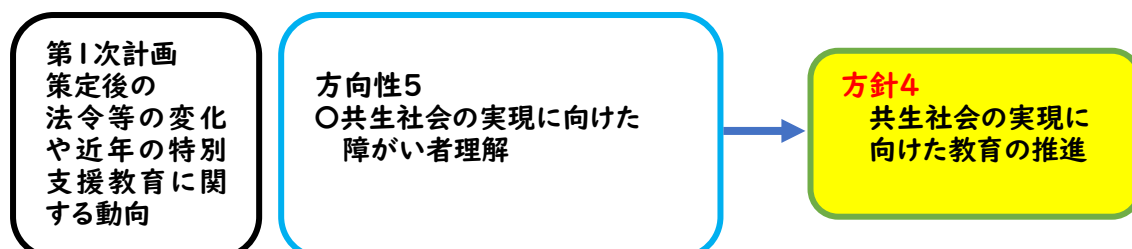
第1次計画の4つの方針の検証結果と動向を踏まえて、第2次計画の方向性及び方針を示します。

【第2次計画で継続して目指す方向性】

[第1次計画の基本方針] [第1次計画の検証を踏まえた方向性]



【第1次計画に加えて目指す方向性】



第Ⅱ章 第2次計画の基本目標と方針

Ⅰ 基本目標

一人ひとりの育ちを支える特別支援教育の充実

特別な支援を必要とする子ども一人ひとりの自立や社会参加に向け、適切な指導及び必要な支援の充実を図ることで、すべての人々がいきいきと活躍できる共生社会の実現をめざします。

2 基本方針

本計画の基本目標を達成するために、本市の特別支援教育の柱として次の4つの方針を掲げます。第2次計画における具体的な取組はこれらの方針に沿って展開していきます。

方針Ⅰ 切れ目ない一貫した支援体制の構築

特別な支援を必要とする子どもの障がいの状態やニーズが多様化する中、その成長に伴い関わる関係機関が移行していきます。医療、福祉、保育、教育、労働等の関係機関の連携のもと、切れ目ない一貫した支援体制の構築と周囲の環境づくりが求められています。特別な支援を必要とする子どもが、障がいの種別や程度に関わらずライフステージに応じて必要な支援が継続的に受けられるよう、移行支援を充実します。

【取組の目標】

- ① 家庭や関係機関と連携した支援体制の構築
- ② 幼児期から高校卒業にわたる移行支援体制の整備

【成果指標Ⅰ】

支援を必要とする幼児児童生徒についての「移行支援シート」等を活用した引継率

(「移行支援シート」等を活用して引継ぎを行った幼児児童生徒数/「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」を作成している幼児児童生徒数)

校 種	R2年度	R6 年度目標
園→小学校	68.4%	80.0%
小学校→中学校	63.3%	100.0%
中学校→進路先 (高等学校・特別支援学校等)	49.6%	70.0%

方針2 教職員の専門性の向上

一人ひとりに応じた支援の充実のため、すべての教職員は、特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求められます。特に発達障がいに関する一定の知識・技能は、発達障がいの可能性のある子どもの多くが通常の学級に在籍していることから必須です。また、特別支援学級や通級による指導を担当する教員は、特別支援教育の重要な担い手であり、その専門性が校内の他の教職員に与える影響も極めて大きいものがあります。このため、特別支援学校教諭免許の取得を奨励し、担当教員としての専門性を担保するとともに、免許取得後も研修等を通じた専門性の向上を図ります。

【取組の目標】

- ① 特別支援教育の視点を生かした授業づくりの推進
- ② 特別支援学校教諭免許状の保有率の向上

【成果指標2-①】

特別支援教育の視点を生かした授業づくりの推進率

	R2年度	R6 年度目標
特別支援教育の視点を生かした授業づくりを推進した教員の割合	—	100%

【成果指標2-②】

特別支援学校教員及び特別支援学級等担当教員のうち特別支援学校教諭免許を保有する者の割合（本採のみ）

	R2年度	R6 年度目標
特別支援学校における特別支援学校教諭免許状保有率	65.0%	100%
特別支援学級・通級指導教室における特別支援学校教諭免許保有率	47.0%	70%

《全国の状況》H28 の保有率と平成 32 年度までの目標

特別支援学校 74.3%（100%を目指す）

特別支援学級 30.7%（2 倍程度を目指す）

方針3 連続性のある「多様な学びの場」の充実

小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくこと、また「学びの場」は固定したものではなく必要に応じて柔軟な見直しができることも重要です。インクルーシブ教育システムの構築においては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、特別な支援を必要とする子どもに対して、自立と社会参加を見据えて、その時々の子どもの状況に応じ、教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが大切となります。

本市では、特別支援学級全体の在籍者数が増加している中で、特に中学校自閉症・情緒障害特別支援学級の在籍数がこの10年間（H22→R1）で129人→370人と大幅に増加しています。また、中学校自閉症・情緒障害特別支援学級から高等学校への進学が8割程度となっており、その中には通級による指導により通常の学級における生活が可能な生徒も在籍していると思われます。そこで中学校における通級指導教室の整備を進めます。

【取組の目標】

- ① 個に応じた教育環境の整備
- ② 通級による指導の活用推進

【成果指標3-①】

市立特別支援学校 2 校のセンター的機能による年間巡回相談の回数

	R2年度	R6 年度目標
市立特別支援学校による 巡回相談の回数	—	70 回

【成果指標3-②】

中学校において通級による指導を受けている生徒のうち、自校で指導を受けている生徒の割合（巡回等による指導も含む）

（自校で通級指導を受けている生徒数/通級を受けている生徒数）

	校 種	R2年度	R6 年度目標
中学校において自校で通級指導を受けている生徒の割合	中学校	40.0%	60.0%

方針4 共生社会の実現に向けた教育の推進

本市においては、誰もが安心して暮らせる共生社会の実現に向け取り組んでいます。インクルーシブ教育システムの構築においては、本計画方針3で示した多様で柔軟な仕組みを整備するとともに、同じ場で共に学ぶことを追求することが大切です。障がいの有無に関わらず、誰もが積極的に社会参加・貢献し、相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である共生社会を目指すことは、最も積極的に取り組むべき課題であると考えます。

とりわけ学校教育においては、この共生社会を実現し、それを担える人材の育成が求められます。具体的には、障がいのある人となない人の相互理解を促進するため、交流及び共同学習を積極的に進めることで育成を図ります。

交流及び共同学習は、障がいのある幼児児童生徒の社会性や豊かな人間性を育む上での重要な役割を担うとともに、障がいのない幼児児童生徒が障がいのある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深める大切な機会です。

この機会をとおして、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育み、現在及び将来の共生社会を担える人材を育成します。

【取組の目標】

- ① 共生社会を担う人材の育成
- ② 障がい者理解教育の推進

【成果指標4-①】

障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶことが、「よかった」と感じる児童生徒の割合

	R2年度	R6 年度目標
交流及び共同学習を「よかった」と感じる児童生徒の割合	—	90%

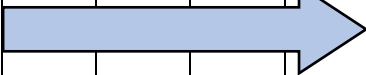
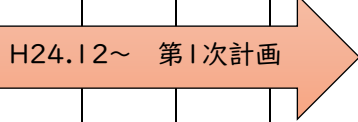
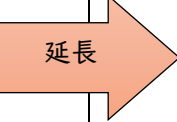
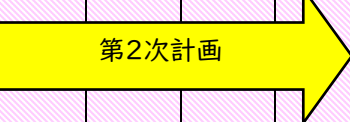
【成果指標4-②】

市内全小中学校を対象とした障がい者理解に関する授業の実施率

	R2年度	R6 年度目標
障がい者理解教育に関する授業の実施率	—	100%

3 計画期間

本計画の期間は、熊本市第7次総合計画（H28～H35 年度）及び教育振興基本計画（R2～R5年度）との整合性を図るため、R3年度から R6年度までの4年間とします。ただし、国や県の動向を見ながら、適宜見直しを行います。

	平成 27	28	29	30	(令和) 31	令和 2	3	4	5	6
第7次 総合計画										
熊本市 教育振興 基本計画 〔教育大綱〕										
熊本市 特別支援教育 推進計画										

第Ⅲ章 取組の内容

<基本目標> 一人ひとりの育ちを支える特別支援教育の充実

方針	取組の目標	取組の内容	備考
方針1 切れ目ない一貫した支援体制の構築	関係機関と連携した支援体制の構築 幼児期から高校卒業にわたる移行支援体制の整備	【1】教育相談の充実	
		【2】多様化するニーズに応じた関係機関との連携	
		【3】就学前から高校卒業にわたる支援情報の引継ぎ	
		【4】地区・ブロックによる研修会の見直し・充実	
方針2 教職員の専門性の向上	特別支援教育の視点を生かした授業づくりの推進	【5】通常の学級における特別支援教育の視点を生かした授業づくり	
		【6】個に応じた多様な学びを目指すICTの活用	新規
		【7】専門家等の派遣	
		【8】特別支援学校が主催する教職員研修の実施	新規
	特別支援学校教諭免許状の保有率の向上	【9】特別支援学校教諭免許取得の奨励	
方針3 連続性のある「多様な学びの場」の充実	個に応じた教育環境の整備	【10】就学前の特別支援教育の充実	新規
		【11】特別支援学級の充実	
		【12】特別支援学校の支援の充実	新規
		【13】医療的ケア児への支援体制の充実	
	通級による指導の活用推進	【14】通級による指導の充実	
方針4 共生社会の実現に向けた教育の推進	共生社会を担う人材の育成	【15】交流及び共同学習の充実	
		【16】「特別支援教育推進校」と「一般校」教員の交流	新規
	障がい者理解教育の推進	【17】学校における障がい者理解教育の推進	新規
		【18】市民に対する特別支援教育の啓発・理解	

方針Ⅰ 切れ目ない一貫した支援体制の構築

【Ⅰ】教育相談の充実

《現状及び課題》

子どもの発達に関して、保護者から相談機関への相談件数は年々増えている状況です。そこで、保護者の不安を解消し、一人ひとりの子どもを適切な学びの場へ導くために、就学に関する情報を保護者に提供し、教育相談を充実させていく必要があります。

《取組内容》

(1) 就学に関する情報提供の充実

保護者がいつでもどこにいても就学の流れや手続き等について情報が得られるように、ホームページ等を活用し効果的な情報提供を行います。

R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
ホームページへの掲載	掲載内容の見直し、充実		

(2) 学校の相談体制の充実

保護者と学校が、子どもの状況を的確に把握し、円滑に相談を進められるように、就学相談申込票を活用し、学校内における相談体制の充実を図ります。

R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
就学相談申込票の活用	就学相談申込票の見直し、改善		

【2】多様化するニーズに応じた関係機関との連携

《現状及び課題》

医療、福祉、保育、教育、保護者等の関係者からなる、「熊本市特別支援連携協議会」を設置し、特別支援教育の在り方について検討を行い、LD、ADHD、自閉症スペクトラム等を含めた障がいのある子どもに対する教育支援体制の整備に努めてきました。

今後は、特性の多様化や放課後等デイサービスの利用など新たなライフスタイルに応じて、子ども一人ひとりが状況に応じ自立し社会参加するために、また保護者が安心して子育てに取り組めるよう、関係機関がさらに連携を図り、支援を充実させることが求められます。

《取組内容》

（1）関係機関との情報共有による支援体制の充実

子どもたちを取り巻く環境の変化に伴い、多様化するニーズに対し、スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）の有効活用に努めます。さらに関係機関や各団体、有識者などで構成する熊本市障がい者自立支援協議会や障害者施策推進協議会などの各種協議会において、本市の現状や各機関における課題や情報を共有したうえで、熊本市特別支援連携協議会において、本市の特別支援教育の方向性等を示し、子ども及び保護者への支援体制の充実に努めます。

R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
各機関の課題の抽出と把握	共通課題の検討	情報の共有、支援の充実	

（2）就学前における相談の充実

子どもに適した学びの場を選択できるように、これまで子どもが関わってきた各相談機関等の情報を、「個別の教育支援計画」や「移行支援シート」に記載し、情報を共有することで就学相談の充実を図ります。

R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
情報共有状況の把握	就学相談の整備、充実		

【3】就学前から高校卒業にわたる支援情報の引継ぎ

《現状及び課題》

特別な支援を必要とする子どもに対して、就学前から高校卒業までライフステージに応じた一貫した支援を行っていくことは重要なことです。

これまで、移行期に必要な支援情報を円滑に引き継ぐために「移行支援シート」を活用してきました。しかしながら、現在の移行支援シートの様式を作成した時期から福祉制度や放課後等デイサービス等、障がい児を取り巻く環境は変化していること、小中学校では、「個別の教育支援計画」の作成が義務付けられていることなどから、引継ぎの方法等に関して見直しを図る時期にあります。

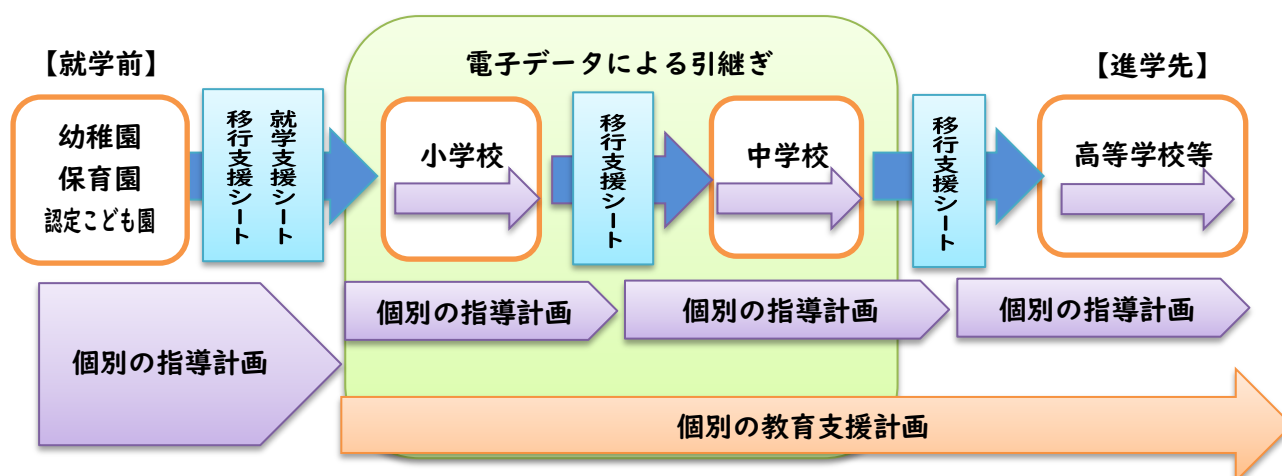
《取組内容》

(1) 新様式作成と周知、活用の推進

子ども発達支援センター、発達障がい者支援センターなど福祉分野との情報の連携を視野に入れた「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」、「就学支援シート（小学校入学時用）」の市共通の参考様式を作成します。様式作成後は、その様式、活用方法についての周知を図り、確実な引継ぎにより一貫した支援体制の構築を目指します。また、活用状況を確認し、定期的に内容の見直し、改善を行います。

R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
様式の検討	試行	様式の周知・活用の推進 見直し・改善	

【支援に関する情報の引継ぎイメージ図】



【4】地区・ブロックによる支援体制の充実

《現状及び課題》

市内を東・西・南・北・中央の5地区21ブロックに分け、それぞれのブロックごとに拠点校を指定しブロック研修会を開催することで、各地域の特別支援教育に関する情報の引継ぎや、幼稚園、保育所、認定こども園、小・中学校、高等学校間の連携を深めることに取り組んでいます。

今後、市立特別支援学校を核として各地区・ブロックにおいて医療、福祉、保育、教育、労働などの関係機関がさらなる連携を図っていくことが必要です。

《取組内容》

(1) 各地区・ブロックでの、医療、福祉、保育、教育、労働などの関係機関の連携

各地区・ブロックにおいて、市立特別支援学校のセンター的機能を生かし、子ども発達支援センターなど子どもの発達に関する相談機関及び各地区の地域発達支援ネットワークとの連携を通して、各地区・ブロックごとの支援体制の充実を図ります。

① 市立特別支援学校を核とし市立以外の特別支援学校とも連携した巡回相談体制の整備

特別支援学校や小中学校の巡回相談員に加え、必要に応じて子ども発達支援センターと連携し、言語聴覚士、作業療法士、心理相談員等を巡回相談員として派遣し、各地区・ブロックのニーズに対応する巡回相談体制を整えます。

R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
巡回相談の充実			

② 各地区における地域支援体制の充実

東・西・南・北・中央の5地区において、医療、福祉、保育、教育、労働機関と連携し、各地区の研修会の充実を図ります。

R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
各地区の福祉・療育・医療・労働機関との連携			

(2) 各小学校と幼稚園・保育所・認定こども園との連携の推進

各地区・ブロックの幼稚園・保育所・認定こども園と、特別支援教育に関する研修を通して連携を深めていきます。

R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
幼稚園・保育所・認定こども園と連携した特別支援教育の推進			

方針２ 教職員の専門性の向上

【５】通常の学級における特別支援教育の視点を生かした授業づくり

《現状及び課題》

本市では、通常の学級における特別支援教育を充実させるため、授業改善に取り組んできました。今後も通常の学級に在籍する子どもたちのニーズに応じた支援を充実させることが必要です。そのためには、各学校において、子どもの実態を肯定的に捉え、どの子どもにも分かりやすい授業を行うという特別支援教育の視点を生かした授業づくりに取り組んでいく必要があります。

《取組内容》

（１）特別支援教育の視点を生かした授業づくりの推進

① ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくり

どの子どもにも分かりやすい授業を目指すユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりを推進します。

R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
ユニバーサルデザインの視点の整理・周知	ユニバーサルデザインの視点の周知・推進	ユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくりの充実	

② 通常の学級担任への特別支援教育に関する研修

通常の学級担任に対して、特別支援教育の視点を生かした授業づくりに関する研修を行い、授業づくりに努めます。

R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
研修の開発	通常の学級担任への特別支援教育に関する研修の実施		

（２）研究モデル校等における実践研究の推進と発信

毎年度、特別支援教育の研究モデル校による授業公開等を通して、通常の学級における特別支援教育の視点を生かした授業づくりについての実践研究の機会を設けます。その研究で得た成果や課題についての情報を発信し、共有化を図ります。

R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
研究モデル校等での実践研究の推進と発信			

【6】個に応じた多様な学びを目指すICTの活用

《現状及び課題》

新学習指導要領において、学校教育における情報活用能力の育成が求められていることから、本市では、電子黒板やタブレット端末等の導入など、教育の情報化に向けた環境整備を行っています。ICTを取り入れることは、子どもの可能性を広げ、将来の自立と社会参加に向けた力を身につけていく上で、大きな役割を果たすことになると思われます。

またICTは、特別な支援を必要とする子どもにとって、その障がいの状態や特性及び心身の発達段階等に応じて活用することにより、学習の効果を高めることができる重要な手段です。

そのため、本市では特別支援学級に1人1台のタブレット端末を整備しました。この環境を活かし、ICTを効果的に活用した授業づくりを行います。

《取組内容》

(1) 個に応じたICTの活用

特別支援学級での1人1台のタブレット環境を活かし、学習上の困難さに応じたICTの活用を行うことで、学習の効果を高めます。また、デジタル教科書や各種アプリ等のデジタル教材の活用、通級による指導での利用、院内学級における遠隔教育など、ICTの効果的な活用を目指します。

R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
個に応じたICTの活用			

(2) 教師のICT活用力の向上のための研修及び特別支援教育ICTアドバイザーの育成

全ての教師が、子ども一人ひとりのニーズに合わせてICTを利活用した授業づくりができるよう、研修体制を整えることでICT活用授業力の向上を目指します。また、タブレット端末を効果的に活用した授業を多くの職員に広めていくため、特別支援教育ICTアドバイザーの育成および活用を進めていきます。

R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
特別支援教育ICTアドバイザーの育成			

(3) ICT活用に関する情報の共有化

各校での特別支援教育におけるICT活用実践や情報モラル教育についての効果的な情報を収集・整理し、モデルとなる授業映像や教材を、Teamsで提供し、情報の共有化を図り、各校での実践を進めます。

R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
システム構築	情報の共有化と更新		

【7】専門家等の派遣

《現状及び課題》

特別支援学級在籍者数・学級数増に伴い、特別支援学級担任の経験がない又は少ない教員が担任となる場合があり、学級運営や学習指導等の面における困難が見受けられ、学級づくりや授業づくりへの支援の必要性が高まっています。

また、通常の学級を含め様々なニーズのある子どもが在籍することから、教育の分野だけでなく専門職との連携が求められています。

《取組内容》

（1）授業力向上支援員（ステップアップ・サポーター）派遣事業の充実

授業力向上支援員を幼稚園及び小中学校に派遣し、子どもの実態や各教科の授業に即して支援を行い、教員の学級運営や授業力の向上を図ります。

年度当初の早い時期から、授業力向上支援員を派遣し、学級づくりや授業づくりへの支援ができるようにします。また、教科等と特別支援教育の専門性を確保するため、授業力向上支援員を必要に応じて複数で派遣します。

R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
実 施	継 続		

（2）専門職との連携

様々な障がいにより学習面や行動面で困難性をもつ子どもの支援について指導・助言を行い、子どものニーズに応じたより専門的な支援を行う人材を派遣します。

① 専門家チーム委員や巡回相談員との連携

専門職を派遣する際には、専門家チーム委員や巡回相談員（※）と連携し、教育的視点を考慮してサポートします。

② 各種専門職の活用

子ども発達支援センターにおいては、必要に応じて理学療法士や作業療法士、言語聴覚士、心理士等を学校に派遣します。

R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
実 施 (準 備)	継 続		

※ 「笑顔いきいき特別支援教育推進事業」の組織で、学校等に指導・助言や巡回相談を行います。専門家チーム委員は大学教員や福祉の専門家、巡回相談員は支援学校や小中学校の教員で構成しています。

【8】特別支援学校が主催する教職員研修の実施

＜＜現状及び課題＞＞

特別支援学校の役割の一つとして、地域における特別支援教育のセンター的機能の充実を挙げています。

そのため、市立特別支援学校（平成さくら支援学校・あおば支援学校）において、市内の幼小中高校の教職員を対象に、特別支援教育に関する研修を行い、地域の園・学校における特別支援教育のさらなる推進や指導力の向上を図る必要があります。

＜＜取組内容＞＞

（１）特別支援学校の資源を生かした研修

特別支援学校には、教職員の研修を行うための研修室や実習室を整備しています。その施設を活用し、高い専門性を有した特別支援学校職員が講師として、市内の園・学校の教職員を対象に、ニーズに応じた研修等を実施し、障がいのある子どもが在籍する市立学校等を支援していきます。

例）障がい理解研修、特別支援教育の視点を取り入れた授業づくり研修、作業学習実習研修 等

R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
研修内容の 整理・構成	研修の実施	研修の充実	

（２）時代のニーズに応じた専門研修

大学や専門機関、企業等と連携・協力して、時代のニーズに応じた専門研修を企画、運営します。

例）ＩＣＴ研修、発達についての研修、特性に応じた就労支援に関する研修 等

R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
研修協力機能 の検討・企画	研修協力の実施	研修協力機能の充実	

【9】特別支援学校教諭免許取得の奨励

《現状及び課題》

特別支援学級や通級指導教室（以下特別支援学級等とする）で指導を受ける子どもが年々増加し、それに伴い担当する教員数も増加している中、特別支援学級等を担当する教員数の質の向上が必要です。支援の必要な子どもたちに対し、子どもの力を引き出し、専門的な指導を行うために、特別支援学校や特別支援学級等を担当する教員には、特別支援学校教諭免許の取得が望まれます。

《取組内容》

（１）「教育職員免許法認定講習」による特別支援学校教諭免許取得の奨励

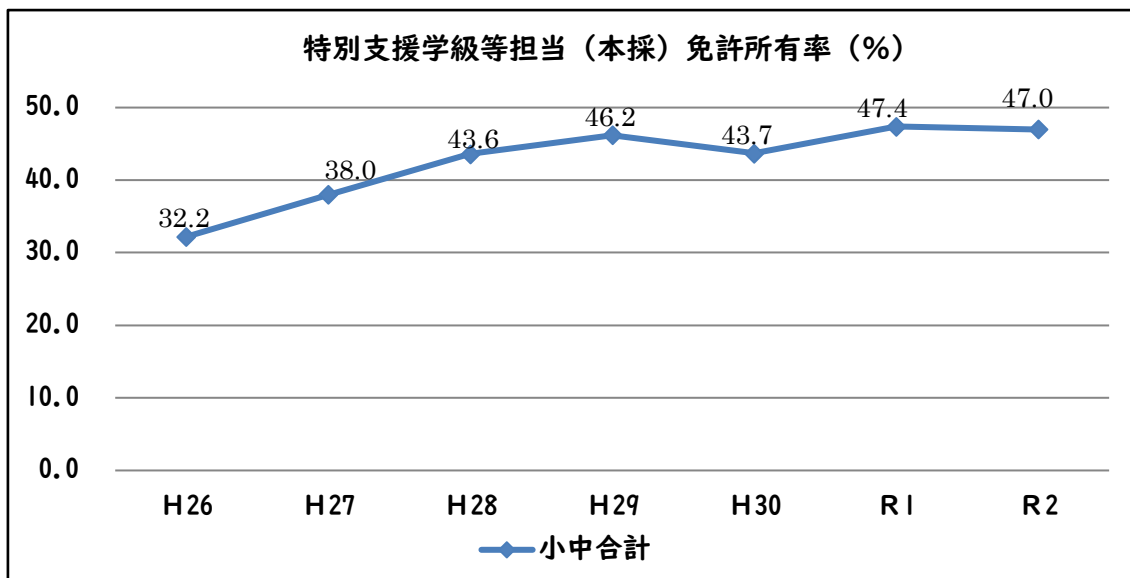
特別支援学級等の担当者の内、特別支援学校教諭免許状を所有していない者に対し、「教育職員免許法認定講習」について周知し、受講を推奨します。

その際、市教委が実施する研修を一部免除するなど受講者の負担軽減に努めるとともに、免許取得目標値を明示します。

（２）特別支援学校の担当教員の特別支援学校教諭免許取得

特別支援学校担当教員の内、特別支援学校教諭免許状を所有していない者については、配属後原則２年間の免許取得を目指すことを奨励します。

R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
目標値や取得期限の設定・周知	免許取得状況の確認及び奨励		



※特支担当（特学＋通級）免許所有率＝特支（養護学校）免許所有者数／教員数（本採）

方針3 連続性のある「多様な学びの場」の充実

【10】就学前の特別支援教育の充実

《現状及び課題》

多様化する幼児や保護者のニーズに応じるため、これまでも園や教員の専門性の向上を図ったり、通級による指導である「ことばの教室」を拡充したりするなど、就学前における特別支援教育を提供できる環境づくりを進めてきました。

また、発達の課題により小学校生活への適応に不安のある子どもが見受けられることから、就学前から小学校入学後までの手厚い支援ができる学びの場として「あゆみの教室」を新たに設けました。

今後も、小学校入学に不安を抱える子どもが円滑に小学校生活を送ることができるよう、就学前の特別支援教育の充実を図る必要があります。

《取組内容》

(1) 「ことばの教室」の充実

話しことばに構音やリズム等の課題がある子ども及び保護者に対して相談、助言及び通級による指導を行い、コミュニケーションに自信がもて人との関わりを楽しめるようにします。

昭和58年度から熊本五福幼稚園（平成30年度からは向山幼稚園）に「ことばの教室」を開設し、平成26年度には碩台幼稚園を新たに加え、2園10教室に拡充し、指導を行っています。

R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
継 続			

(2) 「あゆみの教室」の充実

行動及び情緒等に課題がある子ども及び保護者に対して相談、助言及び通級による指導を行い、安心して小学校へ入学し学んでいけるようにします。

川尻幼稚園に「あゆみの教室」を開設し、実践を通して指導内容や指導方法を研究していきます。

保護者や在籍園及び就学小学校の意見等を確認し、その成果と課題を検証し、より適切な支援が提供できるよう努めます

R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
実施（1園3教室）	継 続		

(3) 就学前後の支援者の交流

子ども発達支援センターにおいては、幼稚園等で、発達障がい等のある子どもとその保護者への適切な対応ができ、関係機関との円滑な連携ができる人材の育成を目指した「発達支援コーディネーター養成研修」を実施しています。就学前と就学後の支援者同士のつながりが深まるよう、研修等で連携していきます。

R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
継 続			

【11】特別支援学級の充実

《現状及び課題》

特別支援教育に対する理解の広がりとともに、特別支援学級在籍数が増加しており、特に特別支援学級在籍数の全児童生徒数に対する割合はこの10年間（H22年度→R1年度）で1.45%から3.23%と大幅に増加しています。

このような状況の中、子どもに応じた適切な学びの場を提供していくために、特別支援学級の在り方について検討していく必要があります。

《取組内容》

（1）保護者への情報提供の充実

保護者が、校内において就学相談を行う際に必要となる情報が得られるように、特別支援学級における障がいの種類及び程度、教育課程や指導の実態などの情報提供のツールを提供し、保護者が安心して入級相談できる体制づくりを行います。

R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
情報提供ツール 内容の検討	情報提供ツールの運用、見直し		

（2）定期的な学びの場の見直し

各学校における校内支援委員会を充実させ、子どもの現状と学びの場についての定期的に評価を行い、必要に応じて見直し、検討を行うことで、より適切な学びの場につなげます。

R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
定期的な評価 の周知	必要に応じた学びの場の見直しの実施		

（3）障がい種別の特性に応じた、教育課程の編成と実施

各障がい種別の特性に応じた教育課程編成に基づく教科・領域の指導や「付けたい力」を明確にした自立活動の指導が実施できるよう、特別支援学校のセンター的機能などを生かし研修講座や巡回相談、学校単位での研修等を実施します。

R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
特別支援学校等と連携した 研修の見直し		各種研修による好事例の紹介と 特別支援学級への支援強化	

【12】 特別支援学校の支援の充実

＜現状及び課題＞

本市における知的障がいのある子どもで、平成30年度において特別支援学校に就学している児童生徒は小学部165名、中学部142名です。そのうち小学部100名、中学部93名で平均すると約63%の児童生徒が市内の県立特別支援学校に在籍しています。

今後も特別支援学校に就学する子どもが増加することが見込まれる中、学びの場の拡充を図るため、2020年4月「熊本市立あおば支援学校」を開校しました。

義務教育終了後の進路先の確保として先に開校した「平成さくら支援学校」と併せて、本市の特別支援教育のセンター的機能として、市立の幼稚園、小中学校、高校のニーズに応じ、適切な助言・情報提供ができるよう、特別支援学校教職員の専門性の向上に努める必要があります。

＜取組内容＞

(1) 市立特別支援学校の充実

① あおば支援学校の充実

小中学校の児童生徒と日常的な交流ができるよう、城東小・藤園中の敷地内に開校しました。今後は、子どもの社会参加をめざし、地域に開かれた、魅力ある学校を目指します。



R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
城東小・藤園中との日常的な交流、地域資源の活用及び地域行事参加			

② 平成さくら支援学校の充実

本市の特別支援教育を推進するために、教職員に対する支援だけでなく、障がいのある子ども及びその保護者に対して特性に応じた支援方法の助言や情報提供を行います。また、社会自立を目指す高等部の生徒として、一人ひとりの特性に応じた就労支援の充実を図ります。

R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
公開授業等の開催、研究の発信、校内外の教育相談の充実			
就労支援の体制の見直し・整備		就労支援の充実	

(2) 教員の専門性の向上

熊本県教育委員会や関係機関と連携を図り、教員の研修の機会の充実を目指すとともに、市立特別支援学校の教員へ研修や講座等の案内を幅広く周知し、積極的に参加するよう促すことで、特別支援教育の専門性を向上させ、子どもたちがより力をつけることができるようにします。

また、特別支援学校においては校内研修等の充実を図り、その成果を市立の特別支援学級教員や通級指導教室担当教員に向けて発信し、その取組を通して本市の特別支援教育の充実を図ります。さらに、特別支援学校の教員で組織する地域支援部を周知し、園・学校が相談しやすい体制を整えます。そして、各学校からのニーズに応じて積極的に市立の園・学校等での巡回相談等を行い、各学校の教員の特別支援教育に関する専門性の向上を図ります。

R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
特別支援学校教員の専門性向上（研修や講座等への参加）			
校内研修の充実と成果の発信（本市の特別支援教育の充実）			
積極的な巡回相談の実施		巡回相談の充実	

【13】医療的ケア児への支援体制の充実

《現状及び課題》

本市が市立幼稚園・学校に看護師資格を持つ学級支援員を配置して10年になります。医療的ケアを必要とする子どもが在籍する幼稚園・学校ごとに看護師を配置してきましたが、対象児が増加しており、看護師確保が困難な状況が続いています。また、インクルーシブ教育システムの広がりや医療技術の進歩もあって、医療的ケアが必要な子どもの在籍も増加傾向にあります。これらのことから、看護師配置の工夫と、多様化する医療的ケアに対応するための専門機関との連携を進めていくことが必要です。

《取組内容》

(1) 医療的ケアを安全に実施するため看護師を安定的・継続的に配置するための体制整備

① 看護師の雇用形態の整備

フルタイムや短期雇用、看護師配置校のグループ化など、子どもの状況に合わせた配置のための雇用形態を検討します。

R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
雇用形態の見直し	雇用形態の整備		

② コーディネーター看護師の効果的活用

看護師の配置調整や各園・校巡回による助言、配置看護師不在時の医療的ケア代行などを担うコーディネーター看護師を効果的に活用します。

R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
グループ化、巡回案の作成	作成案の実施と結果検討	コーディネーター看護師の効果的活用	

(2) 医療的ケア充実のための体制整備

① 医療的ケア運営協議会の設置

主治医以外の視点で、学校生活における適切な医療的ケアを実施するための助言を行う医療的ケア運営協議会の設置を検討します。

R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
運営協議会の設置準備	運営協議会開催と見直し		

② 関係機関との連携

看護師が、医師に緊急時の対応マニュアル作成や普段の対応について相談したり、専門性を高めたりできる体制の整備を行います。

R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
相談体制の準備	相談体制の充実		

【14】通級による指導の充実

《現状及び課題》

通級による指導とは、通常の学級に在籍している障がいの程度が比較的軽度の子どもたちを対象に、各教科等の指導の大部分を通常の学級で行い、障がいの特性に応じた特別の指導を通級指導教室で行う指導の形態です。小中学校で通級による指導を受けている子どもが年々増加傾向にあり、その中でも、特に情緒障害通級指導教室やLD・ADHD通級指導教室への入級希望者が増加しています。

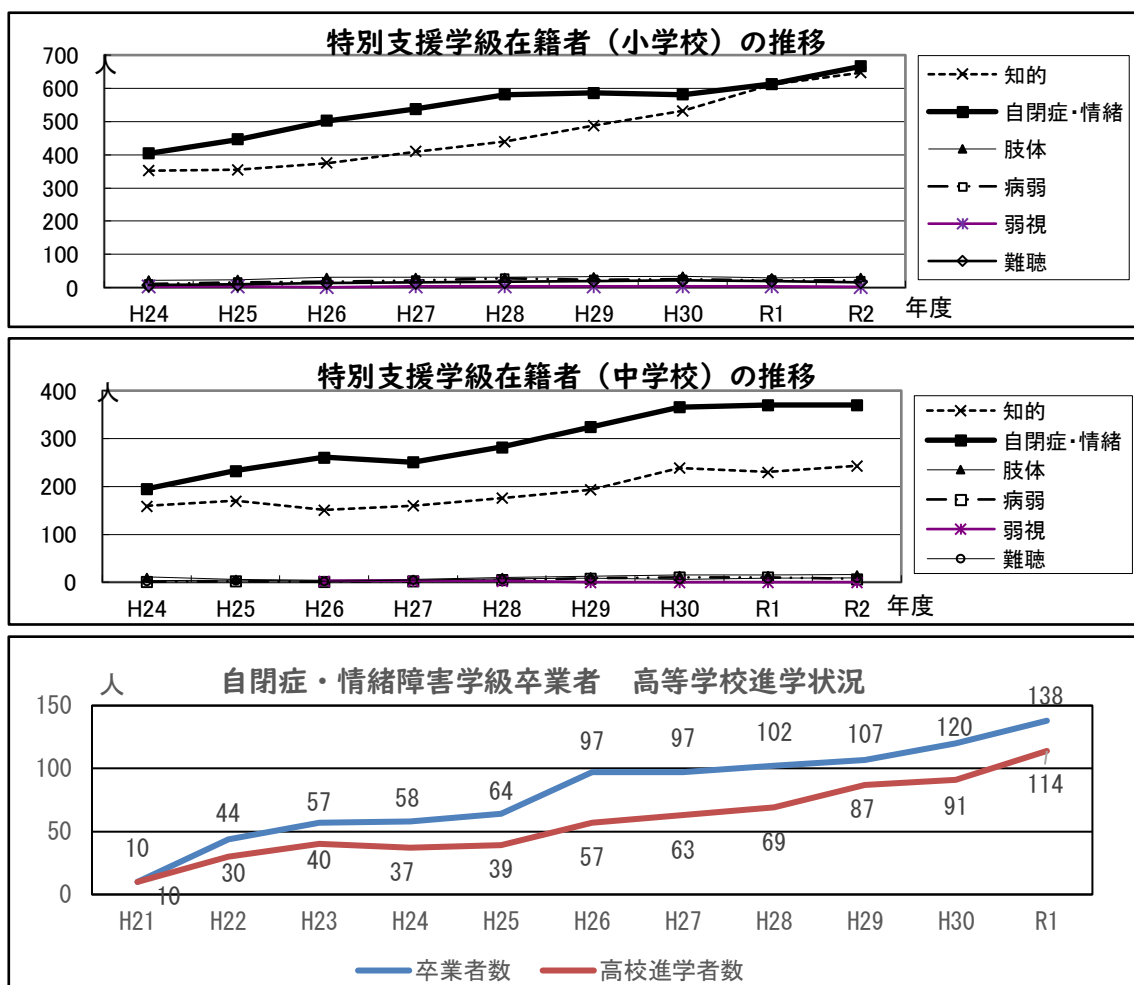
また中学校の特別支援学級に在籍する生徒数が増加傾向にあり、中学校の自閉症・情緒障害特別支援学級から、高等学校へ進学する生徒数も年々増加している現状があります。

そのため、小・中学校における通級による指導の充実及び、市立高等学校における特別支援教育の視点にたった授業づくりや、さまざまな生徒に対する教職員の対応力が必要となっています。

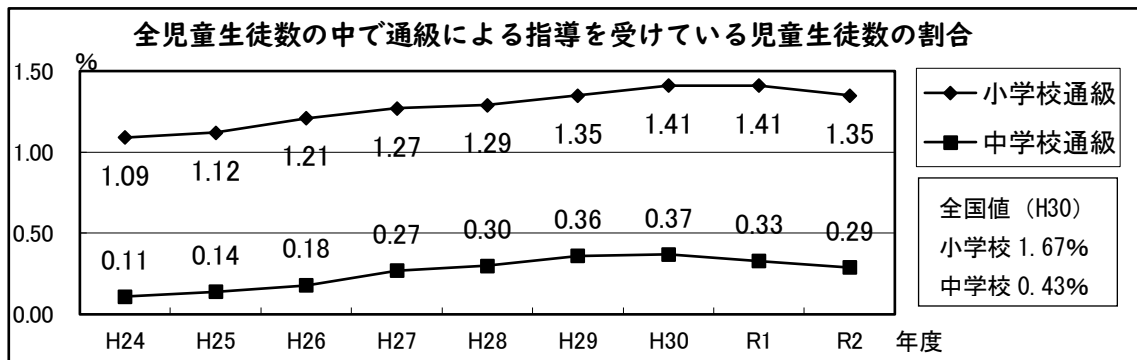
《取組内容》

(1) 通級による指導の拡充

自閉症・情緒障害特別支援学級在籍者は、10年間で小学校において約3倍、中学校では4倍弱の増加が見られます。また中学校自閉症・情緒障害学級卒業生のうち、普通高等学校に進学する生徒も年々増加し、10年間で約10倍の増加の状況が見られます。



通常の学級に在籍する児童生徒のうち、教職員が特別な支援を必要とする児童生徒数は年々増加しているにもかかわらず、通級による指導を受けている児童生徒数の割合は、令和元年度の小学校で1.41%、中学校で0.33%であり、小学校、中学校ともに停滞しており、全国平均を下回る状況があります。



特別支援学校及び、特別支援学級の充実とともに、通級による指導を拡充することで、連続性のある「多様な学びの場」が整備できると考えます。

通級による指導では、児童生徒が通常の学級で学びながら、自立と社会参加に必要なスキルを身に付ける特別な指導を受けることができます。

通常の学級における特別支援教育の視点を生かした授業づくりを推進し、通級による指導体制を整えることで、学習活動や学校生活における困りを軽減し、自分の将来を前向きにとらえ、安心して自ら考え学ぼうとする児童生徒を育てていきます。

そのため、通級による指導ができる教員を養成し、巡回指導等も含めた通級指導教室を計画的に整備します。

R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
通級指導教室の拡充方法の検討	通級指導教室の拡充・指導者の養成		

(2) 高等学校における特別支援教育の推進

特別支援学級から高等学校等に進学する生徒が増加しています。市立高等学校に在籍する特別な支援を必要としている生徒に対して、必要な支援・助言を行うことができるよう、支援学校（平成さくら、あおば）との連携を進め、高等学校教職員の特別支援教育に関するスキルアップを図ります。合わせて通級による指導など、多様な学びの場の検討を図ります。

R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
推進計画等の検討	特別支援教育に関する校内研修の実施・多様な学びの場の検討		

方針4 共生社会の実現に向けた教育の推進

【15】交流及び共同学習の充実

《現状及び課題》

特別支援教育には、障がいのある子どもたちの自立と社会参加を目指した取組と、共生社会の形成に向けた取組の2つの側面があります。

現在、市立の小中学校では、特別支援学級在籍児童生徒が、通常の学級で授業を受けたり行事等と一緒に参加したりする交流及び共同学習を行っています。障がいのある子どもたちの社会性や豊かな人間性を育むとともに、障がいのない子どもたちが障がいのある子どもたち及び特別支援学校や特別支援学級における教育に対する正しい理解と認識を深めています。

障がいのある子どもも、ない子どもも、相互に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育み、現在及び将来の共生社会を担える人材を育成します。

本計画「【17】学校における障がい者理解の推進」の取組と相互に補完し合いながら、共生社会の実現に向けて取り組んでいきます。

《取組内容》

(1) 校内での交流及び共同学習の組織的、計画的、継続的な実施

単に共に活動するだけでなく、交流及び共同学習の目的や子どもたちに身に付けて欲しい力などを明確にし、事前及び事後指導をより確実に行うことで、学校における授業や生活の中で充実した学び合いができるよう、組織的、計画的、継続的に実施します。

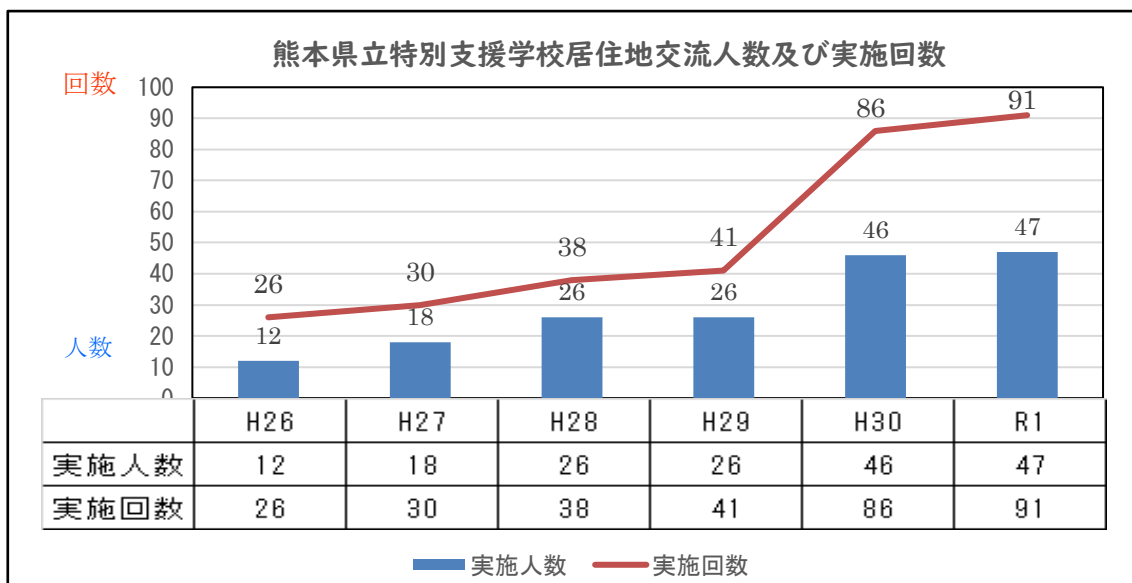
R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
交流及び共同学習実施マニュアル等の作成	実践・評価・改善		

(2) 特別支援学校との居住地校交流

熊本県教育委員会及び熊本大学教育学部附属特別支援学校と連携を深め、事前及び事後指導をより確実に行うことで、居住地校交流がさらに充実したものになるための体制づくりを進めていきます。

また、あおば支援学校においても、居住地校交流を実施していきます。

R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
効果的な居住地校交流実施の模索	実践・評価・改善		



(3) 市内小中学校と近隣の特別支援学校との交流

① 熊本県立特別支援学校との交流

熊本県立特別支援学校に隣接している小中学校においては、年間を通して交流を行っています。今後も継続して交流を行い、相互理解を深めていきます。

R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
交流及び共同学習の実施 行事等について各校と連携の強化			

② 平成さくら支援学校における交流

平成さくら支援学校においては、授業やボランティア活動など地域住民と連携する取組を通して開かれた学校を目指します。近隣の学校や特別支援学校及び高等学校と共に活動する交流及び共同学習を積極的に進めていきます。

R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
交流及び共同学習の充実			

③ あおば支援学校における交流

あおば支援学校においては、小学校・中学校と隣接しているため、日常的な交流及び共同学習ができるように、授業や行事等について両校と連携・調整を図っていきます。相互理解と学び合いが深まるような交流及び共同学習を進めていきます。

R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
日常的な交流の模索	小中学校との日常的な交流の実施・充実		

【16】「特別支援教育推進枠」と「一般枠」教員の交流

《現状及び課題》

特別支援学級だけでなく、通常の学級においても「特別な支援を必要とする」子どもへの対応が求められています。子どもの多様な教育的ニーズに対応できるよう、子どもに関わる教職員すべての特別支援教育に対する専門性を高め、学校全体における支援の質を向上させる必要があります。

本市では、小中学校教諭等を「特別支援教育推進枠」（特別支援学校や特別支援学級の教員）と「一般枠」（通常の学級の教員）に分けて採用しています。これらの教員を積極的に交流させることで、学校における「個への支援」と「学級全体への支援」のバランスのとれた質の高い支援ができる教員を育成していく必要があります。

《取組内容》

（１）「個への支援」についての研鑽

「一般枠」教員に対しては、通常の学級に加えて特別支援学級（学校）での教育を担当することによって、障がい（者）理解を深めたり個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成・活用したりすること等を通して、「個への支援」について研鑽を深めます。

その経験を生かし、通常の学級における「学級づくり」や「授業づくり」において、「個への支援」を生かした質の高い支援ができるようにします。

（２）「学級全体への支援」についての研鑽

「特別支援教育推進枠」教員に対しては、特別支援学級（学校）に加えて、「特別な支援を必要とする」子どもたちも在籍する通常の学級での教育を担当することによって、授業や教室環境、人的環境の面から「学級全体への支援」等について研鑽を深めます。

その経験を生かし、「学級全体への支援」の質を向上できるようにします。

R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
教員交流の準備	教員交流の実施		

【17】学校における障がい者理解教育の推進

《現状及び課題》

各学校では、自他の人権を尊重し多様性を認め合う態度をはぐくむため、全ての教育活動を通して人権教育に取り組んでいます。また、人として生きる上で大切な道徳性をはぐくむ道徳教育の充実を図っています。さらに、総合的な学習の時間においても多くの学校で「障がい者理解」をテーマとした学習を実施しています。

しかし、学習したことすべてが日々の生活の中での実践に結びつくとは限らず、社会の中では弱い立場の人たちや障がい者に対するいじめや差別は、無くなっていない状況が残っています。共生社会の実現を目指すためには、子どもの頃から障がいについての正しい知識を学び、共感的な人権感覚を育てていくことが必要であり、根気強く取組を継続することは、ますます重要になっています。

本計画「【15】交流及び共同学習の充実」と相互に補完し、共生社会の実現に取り組んでいきます。

《取組内容》

（1）授業における障がい者理解教育の推進

障がいのある子どもとない子どもが共に学び合い、相互に理解を深め、誰もが互いの人格と個性を尊重し、支え合い、すべての多様なあり方を相互に認め合える共生社会の実現を目指すために、市立学校では、全ての教育活動で人権教育を推進していきます。特に道徳科や総合的な学習の時間等においては、発達段階に応じて計画的、系統的に進めていきます。具体的には、「じんけんシリーズ」「心のバリアフリーノート」等の資料・教材の活用や、様々な障がいの疑似体験、「来て来て先輩事業」における障がいのある方の招へい等を通して、障がい者理解教育の推進を図ります。

R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
「じんけんシリーズ」「心のバリアフリーノート」等の活用 「障がいの疑似体験」「来て来て先輩事業」の活用・評価・改善の推進			



学習指導案集
「じんけんシリーズ」



「心のバリアフリー」に関する
文部科学省作成資料

（２）特別活動等による障がい者理解教育の推進

管理職のリーダーシップのもと、特別支援教育コーディネーターを中心として、学校全体で障がい者理解教育を推進します。

①多様な集団による交流の推進

全校集会や学年集会、委員会活動等の活動において、障がいの有無に関わらず、児童生徒が共に楽しくふれあい、交流を図る活動を通して、多様な集団の中で人間関係を築く態度の形成を図る中で、障がい者理解が深まるようにします。

R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
交流計画立案	毎年度、PDCAサイクルによる見直し・変更・実施		

②体験的活動による交流の推進

文化的行事、健康安全・体育的行事、遠足・集団宿泊的行事などの体験的活動において、障がいのある児童生徒や多様な集団や地域の方と共に活動し、互いに良さを認め合うことができるよう、年間計画等の立案・見直しを行い、障がい者理解教育の推進を図ります。

R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
行事計画立案	毎年度、PDCAサイクルによる見直し・変更・実施		

（３）障がい者理解教育における学校環境整備の推進

各学校において、授業や特別活動等だけではなく、日常的に障がい者理解の啓発ができるよう校内掲示等、教育環境の整備を組織的に行います。

R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
掲示計画立案	掲示計画及び校内掲示レイアウトの見直し・変更		

【18】市民に対する特別支援教育の啓発・理解

《現状及び課題》

これまで、本市では特別支援教育の啓発・理解に関する研修会の開催やリーフレットの配布等、取り組みを進めてきました。発達障がいを含めて障がいのある子どもたちが、地域の中で自立し、社会参加するためには、障がいの特性や特別支援教育の重要性などについて、地域の理解をより深めていく必要があります。そのため、教育と福祉等の関係機関が連携して特別支援教育の取り組みを広げることが求められます。

《取組内容》

(1) 特別支援学校や特別支援学級の理解を深める取組

市立特別支援学校（平成さくら支援学校《高等部》）とあおば支援学校《小・中学部》）や小中学校の特別支援学級の学校行事や学習活動等について、積極的に広報し、地域と共に取り組みます

- ① 学校ホームページや市政だより等で、特別支援学校や特別支援学級の学校行事、販売活動等を紹介することにより、特別支援学校や特別支援学級の理解が深まるよう啓発を図っていきます。

R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
継 続 （各学校において、適宜更新）			



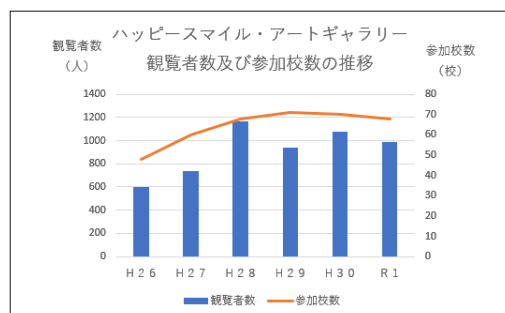
←〈平成さくら支援学校HP〉

〈あおば支援学校HP〉→



- ② 特別支援学校や特別支援学級の子どもの作品、福祉作業所の製品等を一堂に展示し、多くの市民の方にご覧いただく作品展「ハピースマイルアートギャラリー」を開催します。

R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
開催場所・方法 の検討・変更	WEB公開の検討	WEB公開（会場での開催も実施）	



多くの市民に鑑賞いただけるよう、開催場所や広報の工夫、内容の充実に努めます。



〈平成30年度のハピースマイルアートギャラリーの様子〉

(2) 特別支援教育理解啓発資料の作成と配布、周知

小中学校では、新入児童生徒の全ての保護者に、発達障がいの特性の理解や学校で取り組んでいる支援、相談機関を紹介する「特別支援教育リーフレット」を毎年継続して配布します。あわせて熊本市のホームページ等に掲載し、特別支援教育について市民の理解を促進します。内容については、毎年度見直しを行い、より理解促進につながるものになるよう努めます。広報についても、広く理解啓発に繋がるよう工夫していきます。



R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
リーフレットの大幅見直し		各学校における広報の変更	

(3) 講演会や啓発イベントによる理解促進

市民を対象とした特別支援教育に関する講演会や研修会、啓発イベントを開催します。また、障がい者週間等の周知により、市民の関心を高め、障がいや障がいのある人に対する理解の促進を図ります。

- ① 市民向けの特別支援教育に関する講演会等の開催、資料等の公開を行います。
- ② 本市が後援する特別支援教育に関する講演会等を、本市のホームページやテレビ・ラジオの市政広報番組で紹介します。
- ③ 学校の特色ある取組などを、市政だよりや広報誌等において紹介していきます。

R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
開催方法の検討	研修会や啓発イベントの積極的な開催・資料等の公開・紹介		

第2次熊本市特別支援教育推進計画

**令和3年（2021年）4月 策定
熊本市教育委員会事務局 学校教育部
総合支援課 特別支援教育室**

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

電話：096-328-2743

FAX：096-359-5833

E-mail：tokubetusien@city.kumamoto.lg.jp